

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ メーカー名入りの看板をもらったら

Q : 当社は飲食店を経営していますが、このたび仕入先の飲料メーカーから、社名や商品名の入った看板をもらいました。この看板は当社の資産に計上するのでしょうか。

A : 資産に計上する必要はありません。

【解説】

会社が無償で資産を譲り受けた場合、法人税では、その資産の時価を取得価額とするとともに、その金額に相当する受贈益を計上しなければならないこととされています。

しかし、メーカーが自らの広告宣伝のために社名や商品名の入った看板などを販売業者に提供するような場合についてまで受け取った側で課税することは実情に合わないことから、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のようにもっぱら広告宣伝の用に供されるものを無償で取得したような場合には、資産計上をすることも受贈益を計上することも要しないこととされています。

したがって、ご質問の看板については、貴社の資産として計上する必要はありません。

なお、たとえば社名入りの自動車や冷蔵庫、陳列棚といった、「もっぱら広告宣伝用」とまでは言えないものを受け取った場合には、受け取った側にもメリットがあることから、一定の金額を資産として計上しなければならないこととされています。

